

# 5・7・5に乗せて



## 愛媛若葉ひろみ句会

迎へ火や何から話そ何聞こう

伊藤 京

すいれんの珠とく空の蒼き日よ

浜田 千鶴

施餓鬼寺和尚の太き声ひびく

福本 恵子

咲いて落ち落ちて咲き継ぐ立葵

高田 弘子

この夫で良かったとのろけ初盆会

藤田 光子

飛行雲二列平行秋立つ日

小西 あや

モノクロの記憶の隙間ラムネ抜く

高橋 妙

雨蛙おそき夕飼を窓で待つ

松岡 寛孝

## 愛治俳句会

燈籠を焼く御詠歌はわかれ歌

久保田由布

暗がりでも夫も聞きゐる虫の声

氏本佐喜恵

機窓より下に峯雲と桜島

金子 和子

今日の月戸を開け放ち座して待つ

木原 幸江

運動会転びて時の止まりたる

末廣 典子

新葉の今年も減りて納屋広し

土居原佳子

暁に咲く十葉の白十字

古谷 久代

真青なる蓮田に白き花一つ

渡邊三代子

## 消費生活だより



### 災害時のホテル等のキャンセル料、 契約時にしっかりチェックを！

「台風の影響で、宿泊の2日前に飛行機が飛ばなくなったので、ホテルをキャンセルしたら、50%のキャンセル料を請求された。飛行機が飛ばないから行けないのに、キャンセル料がかかるのは納得できない」というような相談を受けることがあります。

ホテルのキャンセルについては、原則として、そのホテルの規約に従うこととなりますが、災害のような不可抗力による解除に関して規約がない場合は、危険負担の考え方「民法第536条第1項」により判断することとなります。

台風や大地震、新型コロナウイルス等で旅行に行けなくなった場合、ホテルと消費者のどちらにも責任はありませんが、この件では「ホテルはサービスを提供できる」のに対して、「消費者はサービスを受けることができない」という状況です。このような場合、ホテル側は債務不履行に当たらないことから、消費者はキャンセル料の支払いを拒むことは難しいと考えられます。

とはいえ、高額すぎるキャンセル料の規定は、消費者契約法第9条第1号により、無効になる場合もありますので、交渉する価値はあるかもしれません。また、災害時は事業者が特別な対応を行う場合もありますので、事業者のHPを調べたり、問い合わせたりしてみましょう。

いずれにしても、予約する際に規約をよく読み、キャンセル料等についても納得した上で申し込みましょう。困ったときは、役場消費生活相談窓口(45-1111 内線2216)にご相談ください。

